

臨時福祉給付金（簡素な給付措置） ・子育て世帯臨時特例給付金

消費税が8%に引き上げられ、所得が低い方や子育て世帯の影響を緩和するために、暫定的・臨時的な措置として「臨時福祉給付金」および「子育て世帯臨時特例給付金」が、国の施策として実施されます。

【対象者】

基準日（平成26年1月1日）において、富士見町に住民票があり、給付対象者の要件を満たしている方には、いずれかの給付金を給付します。それぞれの給付対象者、給付額は以下のとおりです。



臨時福祉給付金

問 住民福祉課 社会福祉係 ☎62-9144

● 給付対象者

平成26年度分の町民税（均等割り）が課税されていない方

※ただし、生活保護を受けている方やご自身を扶養している方が課税されている方は対象となりません。

● 給付額

給付対象者一人につき1万円

※給付対象者のうち、下記に該当する方には5千円が加算されます。

（老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者など、児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など）

子育て世帯臨時特例給付金

問 子ども課 子ども支援係 ☎62-9237

● 給付対象者

平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）を受給しており、平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額に満たない方

※ただし、生活保護を受けている方や臨時福祉給付金の対象となる方は対象となりません。

● 給付額

児童手当対象児童一人につき1万円

現在富士見町での具体的な給付時期、方法について検討しております。決定次第、速やかに広報・ホームページ等でお知らせします。

富士見高原病院で病児・病後児保育を実施しています

問 子ども課 子ども支援係 ☎62-9237 または 富士見高原病院 ☎62-3030

病児・病後児保育とは、お子さんが病気または病気回復期にあり、保育ができない期間で生後6ヵ月から小学校3年生までのお子さんを一時的に預かり、保育を行うことです。病児・病後児保育は富士見高原病院に委託し、実施しています。

ご利用には事前登録が必要です。ご利用にあたり、ご不明な点などありましたら、富士見高原病院または子ども課子ども支援係までご相談ください。なお、平成26年4月1日より、保育場所が旧人間ドック棟1階に変更になりました。

